平成 25 年 2 月 13 日 政策会議 情報公開課 法務·文書課 文化振興課 IT 推進課

電子決裁の推進について

1 現状と課題

電子決裁については、三重県公文書管理規程運用通知において、以下のとおり定められている。

「第17条(起案の方式)関係

1 起案は、総合文書管理システムの文書作成機能(いわゆる電子決裁)を用いて行 うのが原則です。特に保存期間 5 年未満の文書については、ペーパーレス化の観 点からも極力電子決裁を用いて行うのが望ましい方法です。」

電子決裁は、ペーパーレスの推進に加え、決裁履歴の管理と保存、文書消失の回避などの利点があるため、より厳格な公文書管理を行うことができ、また、災害時等における事業継続性の確保にも有効である。このため、危機管理の観点からも電子決裁の活用を進めていく必要がある。

しかし、本県の電子決裁利用率は約4%であり、近隣県と比較しても低い実績にとどまっている。(愛知県63%、滋賀県50%)

2 地域連携部における実証実験

1を踏まえ、電子決裁の推進に向けて地域連携部で実証実験を行ったところ、電子決裁率が大きく向上し、取組の効果を検証することができた。

(1) 期間 平成24年10月1日~12月31日

(2) 対象者 336人

(3) 実施内容 文書主任を集める定例会議の開催、Q&A資料の全

員配布、各県民センターへの訪問説明の実施等

(4) 電子決裁率 5% (実施前) → 49% (実施後)

3 電子決裁の全庁的な推進

全庁展開に際しての課題について、関係部間で調整を進めてきたところであり、第一段階として、以下のとおり電子決裁を全庁的に推進することとした。

(1) 平成25年4月以降、起案(供覧含む)は、紙決裁と簡易処理は可能な限り使用しないで、電子決裁を使用するものとする。ただし、以下の文書に

ついては、当分の間、運用として必ず紙決裁で行うこととする。

- ①公印の押印を要する文書
- ②保存期間が5年以上の「歴史的価値のある公文書」
- (2) 平成25年度以降、所属別の電子決裁利用率については、定期的に情報共有を行う。各部局(各所属)は、利用率の目標設定・管理を行うこととする。
- (3) <u>平成24年度内は「周知期間」と位置づけ、</u>文書主任を中心とした承認者向けの操作研修、メルマガ配信等により、職員向け意識啓発と手法の紹介・説明を行う。この間、電子決裁の実施は、各部局の自主性に委ねる。

4 今後の課題

(1) 職員及び組織としての危機管理意識について

災害時の文書消失の回避、不適切な公文書管理の防止、不適切な情報公開事務の防止及び歴史的価値のある公文書の認識など、職員だけでなく、組織としての危機管理意識が必要であるため、定期的に啓発、研修等を行っていく。

(2) 当面、紙決裁としたものの取扱いについて

三重県公文書管理規程、同運用通知及び公文書選別事務処理要領の整理並 びに現行総合文書管理システムの改修が整い次第、随時電子決裁への移行を 推進していく。

(3) 文書システムの改修予定について

文書システムは2年後に更新に伴う再構築を予定しているが、それまでの間においても、業務効率化や危機管理上必要となる項目等について、改修のための予算調整を行っていく。

1 電子決裁の推進について

公文書の起案手法 ~ 愛知県との比較から ~

100%r 21% 90% 36% 80% 49% 70% ■簡易処理 60% □紙 32% ■電子(紙あり) 75% ■電子(紙なし) 40% 30% 30% 31% 20% 三重県 部 実証実験 愛知県

25年1月10日 共通幹事会 2月8日 修正

情報公開課 法務·文書課 文化振興課 IT推進課

合わせて「電子」

	電子(紙なし)	電子(紙あり)	紙	簡易処理	
三重県	4%		75%	21%	
部 実証実験	19%	30%	49%	2%	
愛知県	31%	32%	36%	1%	
ハイブリッド決裁					

1.気づき 両県ともに運用通知上は「起案は 原則、電子決裁とする。添付紙文書がある場合は紙決裁で・・」とされながら、これだけの違いがある。 視察の結果、数年前より愛知県では、「電子・紙あり決裁」(仮称;ハイブリッド決裁)が使われはじめたことを知る。

なお、ハイブリッド決裁は、使い勝手が紙決裁に近いため、職員への負担が少なく、何より、紙から電子への「橋渡し役」になっているとのこと。

2.率先取組 ハイブリッド決裁手法を使える環境(システムに新様式を追加)に改修し、10月から 地域連携部全職員で実証実験を実施。

3.検証結果 実証実験は「やればできること」を皆が体感し、事後アンケートでも「無理がないこと」が検証できた。

- ・10月~本庁、11月~県民センターで実施 → どちらも電子(ハイブリッド含む)利用率 約50%を記録。簡易処理も2%に減少。中には99%達成の課も出現。
- 事後アンケートからは、①「使ってみたら意外と簡単だった」、②「実験手法をこのまま続けたい」ともに70%以上の回答が得られた。

4.対応方針 公文書は、ハイブリッド決裁を使って、紙決裁と簡易処理から、無理なく電子決裁に移行する。

- ・未登録の可能性がある簡易処理は、できる限り使わない。
- →簡易処理は「1年未満の供覧文書」に限るなど、徐々になくしていく。
- ・修正・決裁時などの履歴が残らない紙決裁も、できる限り使わない。
 - →紙決裁は、合議文書や持回り文書<u>に加え、歴史的公文書と、公印押印を要する文書は</u>やむをえないとして、できるものからハイブリッド決裁に代えていく。

5.依頼事項 3月末までは【周知期間】とする。全庁本格実施は25年度4月以降とし、紙決裁と簡易処理は可能な限り使用しないで、電子決裁を使用するものとする。

※今後の予定

・IT推進課が、実証実験を踏まえてフォローする。(2月 文書主任者向け操作研修 9回ほか、随時、メルマガ配信等)

電話相談(ヘルプデスク)対応もあり。要望に応じて、部局別主催会議での説明会・相談会も対応。(当面は本庁のみ)・・新年度には計画的に対応したい。

・所属別の利用状況(電子、紙、簡易)一覧のイントラや会議での情報共有は、周知期間中は行なわない。

		×	1
起案	文本	文 添付文書 回識が HELP	•「本文」 …用務•日日
□ 決裁種類:電子決裁	選択 決裁区分 保存期間	年	┃ ┃ •「添付文書 ┃ …以前から
起案日	文書番号	選択「クリア」 年 月 日 第 号 増刷 部	 •「回議ルー …報告すべ できれば、
グループ 名 システム運用G 職 名 主査 起案者 ■ ■	取扱区分	□ 通常 □ 書留 □ 配達証明 □ 内容証明 □ 電報 □ 速達 □ 配達記録 □ ファクシミリ □ 電子メール □ 総合文書管理システム □ LGWAN文書交換	 ①「起案文E 紙供覧用の 紙資料の鑑
電話番号 MA O無し O有り 存否区分 ○ 存 ○ 否	発信者名	○要 ○不要 押印部数:	
紙資料 ○無し ○有り検索区分検索区分○全庁共有 ○所属内 ○起案者のみ ○全庁共有保留 (所属内)	発送日あて先	平成 年 月 日 経由	
	て印刷」ボタン	書」「回議ルート」入力後、紙資料がを押して供覧のための紙を印刷しま 「保存・メインメニュー」 「保存・メインメニュー」 「保存・メインメニュー」 「ステム終了	

- 時・場所・概要(見出しのみ)等を記載します。
- ┇」 ・利用している『復命書』の様式を登録します。
- -1
- き上司等を設定します。 供覧者も設定します。
- 印刷」、「OK」ボタンを押し、ファイルを「開く」と、 新様式がシートに出力されるので、印刷して、 書類にします。



		電	<u>子</u>	決	裁	添	<u>付</u>	文	: :	書		決	裁	区	分
簿	₩	名	A簿冊										課	長	
分簿	類 記冊管理	号 番 号	02102	- 900	0000001			保存	期	間	05年				
起	•	案	平成 2	24年	9月:	20日		文 書	番	号					
決		裁						発 送							
-	書の日							発送		日					
処	理期	限						紙	資	料	有り				
	起案者		主査	果 ゲルー: 太郎 舌:***				取想	及区分	<i>जि</i>					
								個人	. 情	報	無	存否	区分	存	
県	公報登	纟載			号			発信	者	名					
			増刷		部			公		印	不要				
標		題	復命書	售 (●(•••		•)							
開	示用件	+ 名	復命書	小小	•••	•••		•)							
			回議	(決裁)	ルー	F	供覧/	レート							
	2		津山	三枝			桑名	一郎							
供	1		伊勢	次郎			熊野	湖憧							
覧							鈴鹿	治郎							
決							尾鷲	三郎							
裁添															
付文							松阪	大助							
書							伊賀	栗生							
のた						ı									
め、															
1															
でチ															
エッ															
ク															
する。															
Ů															
注	88 = @ #	L #7 1-	Ann I Jak d	57 des 19 d	فد — 88	:±0.1/4	- 44 P	1	4-1-		意すること.				

分簿起 東管 東管 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	理番番 財 お付限 報 数付限 数据 超	A簿冊 02102 - 9 平成 2 4 4 平成 2 4 4 平成 2 4 4 平成 2 4 4 ・ で成 3 4 4 ・ でん 3 4 4 ・ でん 4 4 ・ でん 4 4 ・ でん 5 4 4 ・ でん 6 4 4 ・ でん 7 4 ・ でん 7 4 4 ・	F 9月20日 F 9月21日 F 9月21日 -プ	保存期間 文書番新 発送年月日 校合 取扱区分 個名 公	05年	公 印 存否区分	長
# E # </td <td>理番番 財 お付限 報 数付限 数据 超</td> <td>平成 2 4 4 平成 2 4 4 平成 2 4 4 研修課 ⑥⑥査 主重 言話: *</td> <td>F 9月20日 F 9月21日 F 9月21日 -プ ボ***)</td> <td>文書番号 発送部数 発送年月日 校 合 取扱区分</td> <td></td> <td></td> <td>存</td>	理番番 財 お付限 報 数付限 数据 超	平成 2 4 4 平成 2 4 4 平成 2 4 4 研修課 ⑥⑥査 主重 言話: *	F 9月20日 F 9月21日 F 9月21日 -プ ボ***)	文書番号 発送部数 発送年月日 校 合 取扱区分			存
起決	案裁付限が対対 数を者 登 題	平成 2 4 4 平成 2 4 4 研修課 (② 主査 重話: * * 第 増刷	F 9月21日 F 9月21日 -プ ボ***)	発送部数発送年月日校合取扱区分個人情報発信者名	無		存
文書の理 起絮 県公幸	の 日 付 関 期 限 索者 報 登 載 題	平成 2 4 4 研修課 の ・主査 大師 (電話: * 第 増刷	F 9月21日 ープ 「S" ****) 号	発送年月日 校 合 取扱区分 個 人 情 報 発 信 者 名	無		存
処 理 起雾 県 公幸	期 限	研修課 ◎◎グルー 主査 太郎 三重話: * 第 増刷	ープ IS ****) 号	校 合 取扱区分 個 人 情 報 発 信 者 名	無		存
起 第	案者 報登載	◎◎グルー 主査 三重 太郎 (電話:* 第 増刷	写 ***) 号	取扱区分 個 人 情 報 発 信 者 名	無		存
県 公幸標	報登載題	◎◎グルー 主査 三重 太郎 (電話:* 第 増刷	写 ***) 号	取扱区分 個 人 情 報 発 信 者 名	無		存
標	題	増刷	-	発信者名	無	存否区分	存
標	題	増刷	-				
			部	公 印			
		復命書(不要		
開示月	T (1 6			●●)			
	申件 名	復命書(••••••	••)			
(決裁	哉) 研修運用 研修運用		課長副課	長		津山 三枝 伊勢 次郎	
(供覧) 研修運用課 桑名 一郎 (供覧) 研修運用課 熊野 湖憧 (供覧) 研修運用課 鈴鹿 治郎 (供覧) 研修運用課 尾鷲 三郎 (供覧) 研修運用課 松阪 大助 (供覧) 研修運用課 伊賀 栗生							
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎							
1 期間	工	**年**	日**日から平成	記 **年**月**	k 日まで		
1 期間 平成**年**月**日から平成**年**月**日まで 2 用務先 ◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎							
3 概要 (1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
なお、	詳細資料	については	、別途回覧します				

注 開示用件名に個人情報など非開示情報が記載されていないか注意すること。

時代が求めている 「責任ある」公文書管理

今なぜ、電子決裁なのか?

もちろん ・ペーパレス推進のため ・業務効率化のため にあるのは当然です ただ、今や、それだけの電子決裁ではなくなってきています。

時代は、次の2点を、電子決裁による公文書管理に求め始めました。

- ①災害時での文書消失が回避できる「事業継続性」
- ②厳格な公文書管理ができる「履歴保存性」と「原本確保」

だから、近年、販売されるシステム商品も「電子・紙併用決裁」機能の標準化が進み、 時代に敏感な他県は、電子決裁への橋渡し的に、これを使いはじめ、

組織にとって最重要の公文書を 『組織の責任』として 電子決裁での『責任ある公文書管理』を実践し始めています

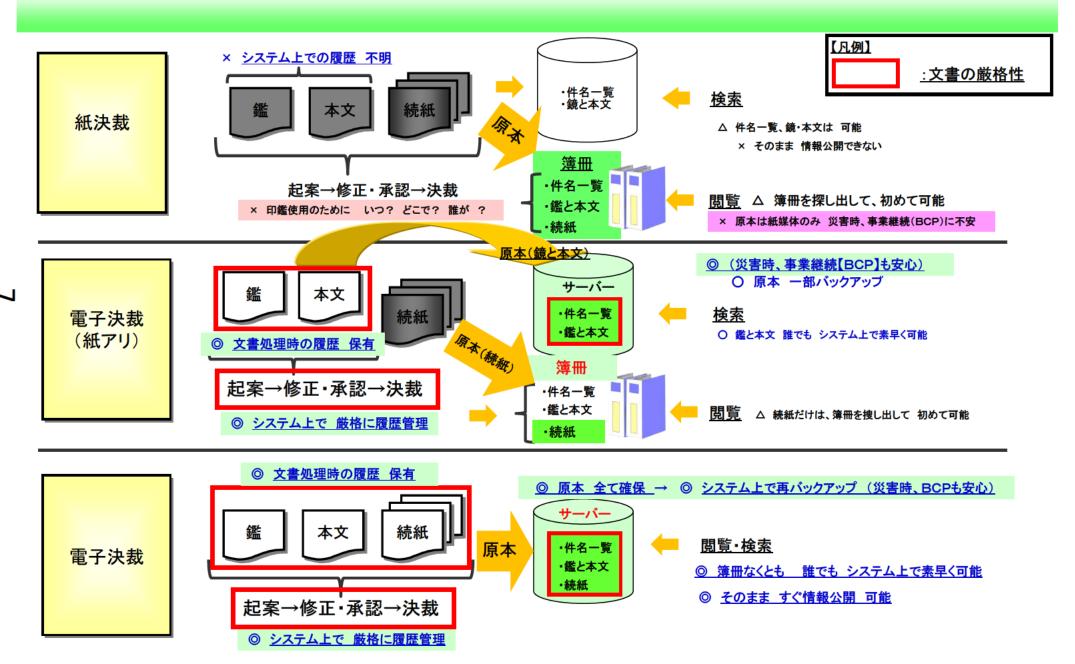
・回覧中の履歴管理ができない + 災害時に消失しかねない 『紙決裁』を 75%

・未登録の可能性があり、他県では使われなくなってきた『簡易処理』を 20%も使用・・・



今日からでも 電子決裁に代えてみませんか?

総合文書管理システムにおける履歴、データ管理



25. 2. 7修正 ①電子 ②ハイブリッド ③紙 の使い分けの目安

情報公開課 法務·文書課 文化振興課 IT推進課

	1	2	3	4	5
決裁者		所属	内まで		部外・課外へ・・「合議」文書など
途中 数値や文言修正	ほとん	しどなし	修正可能性友	り or 要精査	修正可能性あり or 要精査
具体例	定例の調査報告モノ 等	復命書など	通常の文書		契約 等
緊急性	どちらとも言えない	急がない	急がない	急ぐ(後閲多し)	どちらとも言えない
添付書類、ファイル	添付ファイル =ワード、エクセル	添付書類=紙資料、テキスト	添付書類=紙資料あり中心		添付書類=紙資料あり中心
添付文書の枚数	2~3枚程度	数枚~数十枚単位	数枚~数十枚単位		数枚~数十枚単位
従来は・・・	1000	簡易処理 or 紙決裁	紙決裁中心		紙決裁
今後は・・・	◎ 電子決裁 有効	◯ハイブリッド決裁 有効	◎ハイブリッド決裁 有効		紙決裁
備考	できるものから	簡易処理(事後登録) 厳禁	「引き上げ」機能で、複数人分の「後間」も可能		無理せず 紙決裁のままで

※今後の方針

所属内で 決裁が完結する文書は できるだけ 電子決裁(ハイブリッド含む)で

※工夫次第で・・・「精査が必要な文書」でも、事前にレクするだけで、『最終版』を電子決裁にする努力も。

★紙決裁で良いもの → ①大至急(持回り)の決裁 ②合議を要する決裁 ★必ず紙決裁とする → ③公印を押印する文書 +④保存5年以上の文書 ※④については、歴史的公文書として残すべき文書の消失回避の点から、新たに追加。
・③と④は、永久的なものではなく、近い将来に課題整理できるまでの間の、当面の措置とする。
・④については、公文書選別事務処理要領第3条の公文書(いわゆる歴史的公文書)に限る。

(1)

簡易処理の実際例

(その1)

30 • 10 • 5 電子決裁登録 🗖 分類記号 保存期間 3 • 1 • 1末 決 裁 欄 室長 副室長 主幹 起案供覧 平成 21 年 5月 18日 処理期限 年 月 主査 係 伺 決 裁 供覧済 平成 月 日 日 取扱区分 個人情報 保存区分 無し 有り 通常 手元 供 標題新型インフェンザに関する対応についる (注:個人情報等非開示情報は記載しないこと) 覧 開示用件名 このことについて、照会がありましたので、該当なしとして回答いたしたい。

(その2)

室長	特命監	副室長	主査	係
	_			

平成23年3月22日

復 命 書



出張年月日	平成23年3月18日(金)
出張場所	紀北町〇〇〇〇
出張用務	用地買収の交渉

件名のことについて、次のとおり復命します。

【概要】

3/18 11:00~12:00 ○○様宅

3/18 15:15~16:15 ○○様宅 ○○○○···

9